

第 4 編 事故対策編

第1章 原子力事故災害対策計画

第1節 総則

第1 目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の安全確保を図ることを目的とする。

第2 計画の性格

1 県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に基づいて作成したものである。

本章で定めのない事項については、「第1編 総則」「第2編 一般災害対策編」「第3編 地震災害対策編」によるものとし、専門的・技術的事項については、「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に準拠する。

2 国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として緊急事態応急対策等拠点施設に指定した福島県原子力災害対策センター（以下「原子力災害対策センター（オフサイトセンター）」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講ずることとされている。

3 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保するものとする。

また、県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠意をもって必要

な措置を十分に講ずるものとする。

さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と共同して平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

4 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を基本とする。

第3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずるうえで必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ確に実施できるよう所要の措置を定める。

第4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。

このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についても別に定められた。

このことから、福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。

第5 緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。

緊急事態区分と原災法の枠組み等との関係は下表のとおり。

緊急事態区分のどの段階に該当するかを判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）を設定する。原子力事業者は、EALに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

□ 緊急事態区分の説明

区分	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態	
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態	原災法第10条
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)

(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づき防護措置を行うものとする。

第6 原子力災害対策重点区域の範囲

福島県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲については、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して、区域を定めるものとされている。

福島第一原子力発電所における予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ」という。）については、指針に基づき設定されていない。

また、福島第二原子力発電所に係るPAZについては、原子力施設から概ね半径5kmを目安として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定するとされている。

なお、本町については、町庁舎から、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所までの距離は、それぞれ約66km、約62kmとなっており、町域の居住地域についても、PAZ及び緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ」という。）には含まれておらず、重点区域以外の区域となる。

第7 計画の前提となる原子力発電所の概要

福島県には、下記の原子力発電所が所在している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考
東京電力 ホールデ ィングス (株)	福島第一 原子力 発電所	福島県双葉郡 大熊町及び 双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月 19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	
			5号	BWR	78.4万kW	平成26年1月 31日廃止
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二 原子力 発電所	福島県双葉郡 楢葉町及び 富岡町	1号	BWR	110.0万kW	令和元年9月30 日廃止
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

第8 重点区域外における防護措置

重点区域外における防護措置の具体的な範囲及び実施については、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて、国の原子力災害対策本部が必要に応じて判断することとされており、町はそれら指示を受けて実施する。

第2節 原子力事前対策

原子力災害の拡大を防止するため、原子力防災に関する体制の整備及び原子力防災知識の普及等について定め、その実施を図る。

第1 災害応急体制の整備

町、県及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておく。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

町は、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。なお、夜間・土日祝日においても対応できる体制の整備を図る。

第3 情報の分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

第4 通信手段の確保

町は、県及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、県等からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努める。

なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努める。

第5 緊急時モニタリング情報の入手体制の整備

町は、緊急時モニタリングセンターが設置された場合、県よりモニタリング情報を入手するための体制を整備する。

第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 体制及び設備等の整備

町は、県が作成する警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズ（段階）や場所等に応じて整理した広報実施マニュアル等に基づき、住民への伝達体制を整備する。

なお、伝達体制の整備にあたっては、地震等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、防災無線、広報車両等の整備を図る。

2 相談窓口との連携

町は、住民からの問い合わせに備え、相談窓口が設置される県及び原子力事業所が立地して

いる周辺市町村との平時からの連携を図る。

第7 避難収容活動体制の整備

(1) 町の避難収容活動体制の整備

緊急事態発生時における屋内退避や避難に関する誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者に対する実効的な避難誘導・移送体制等の確立を図る。また、避難場所、避難方法、屋内退避の具体的な方法等についてあらかじめ住民への周知を図る。

(2) 広域的な避難のための計画の作成

県は、市町村間を越えた広域避難を想定し、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。

- ア 関係市町村における指定避難所の名称、場所、収容可能人数
- イ 要請を行う関係市町村の措置
- ウ 県の措置
- エ 避難要請を受けた市町村の措置
- オ 避難者の輸送体制等
- カ 市町村を越える広域的な避難経路等
- キ 避難中継所の役割
- ク あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- ケ その他広域避難に必要な事項

第8 飲食物の摂取制限及び出荷制限

町は、県より飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する情報を受け取った場合に対応できるよう体制を整えるとともに、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ検討しておく。

第9 緊急輸送活動体制の整備

(1) 県警察本部は、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、県警察（白河警察署）は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

(2) 県警察本部は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、運転者等に対し周知を図るものとする。

(3) 県及び県警察本部は、国及び関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第10 原子力災害医療への協力体制の整備

町は、県等が実施する住民の健康管理、避難退域時検査、簡易除染など原子力災害医療活動に協力するとともに、体制の整備を図る。

第11 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、県、国及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

県は、町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講ずる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 要配慮者の支援に関すること。
- (8) 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段等）。
- (9) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (10) 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (11) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。
- (12) その他必要と認める事項

2 防災教育の充実

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3 要配慮者等への配慮

町が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

第12 防災業務関係者に対する教育

町及び県は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努める。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第13 原子力防災に関する訓練

町は、国、県、事業者等が実施する原子力事故を想定した訓練に参加するよう努める。

第3節 緊急事態応急対策

原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 災害情報の収集伝達

1 通報連絡系統

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」が発生した場合における通報、連絡は次により行われる。

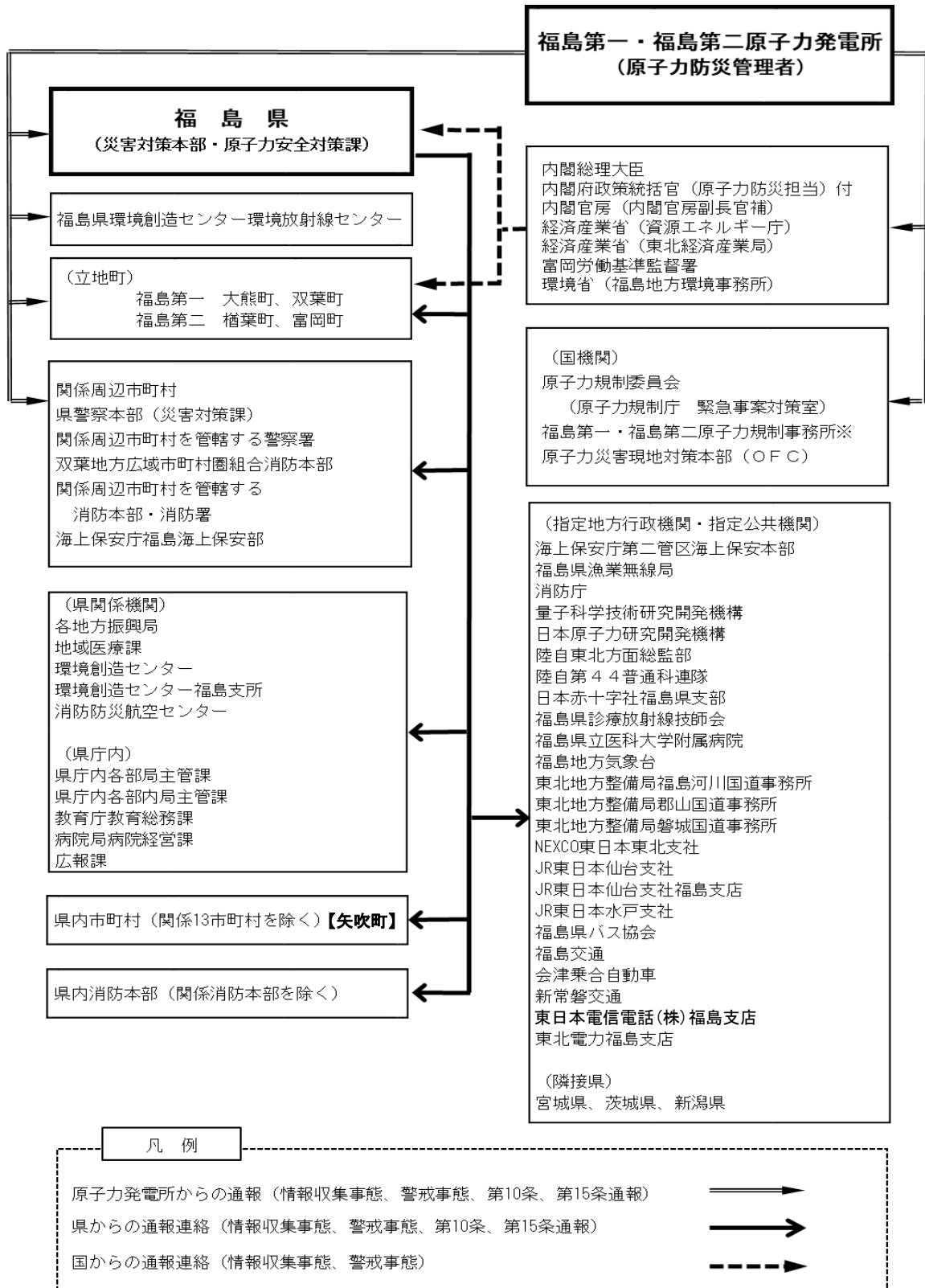
2 本町に対する情報提供

県は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡する。

町は、県から原子力災害に関する連絡を受けた情報について、必要に応じ、速やかに防災関係機関へ伝達する。なお、町は、これにより連絡を受けた事項についての県、関係市町村、発電所への問い合わせは、緊急時対応の支障とならないよう配慮する。

□ 通報連絡系統図

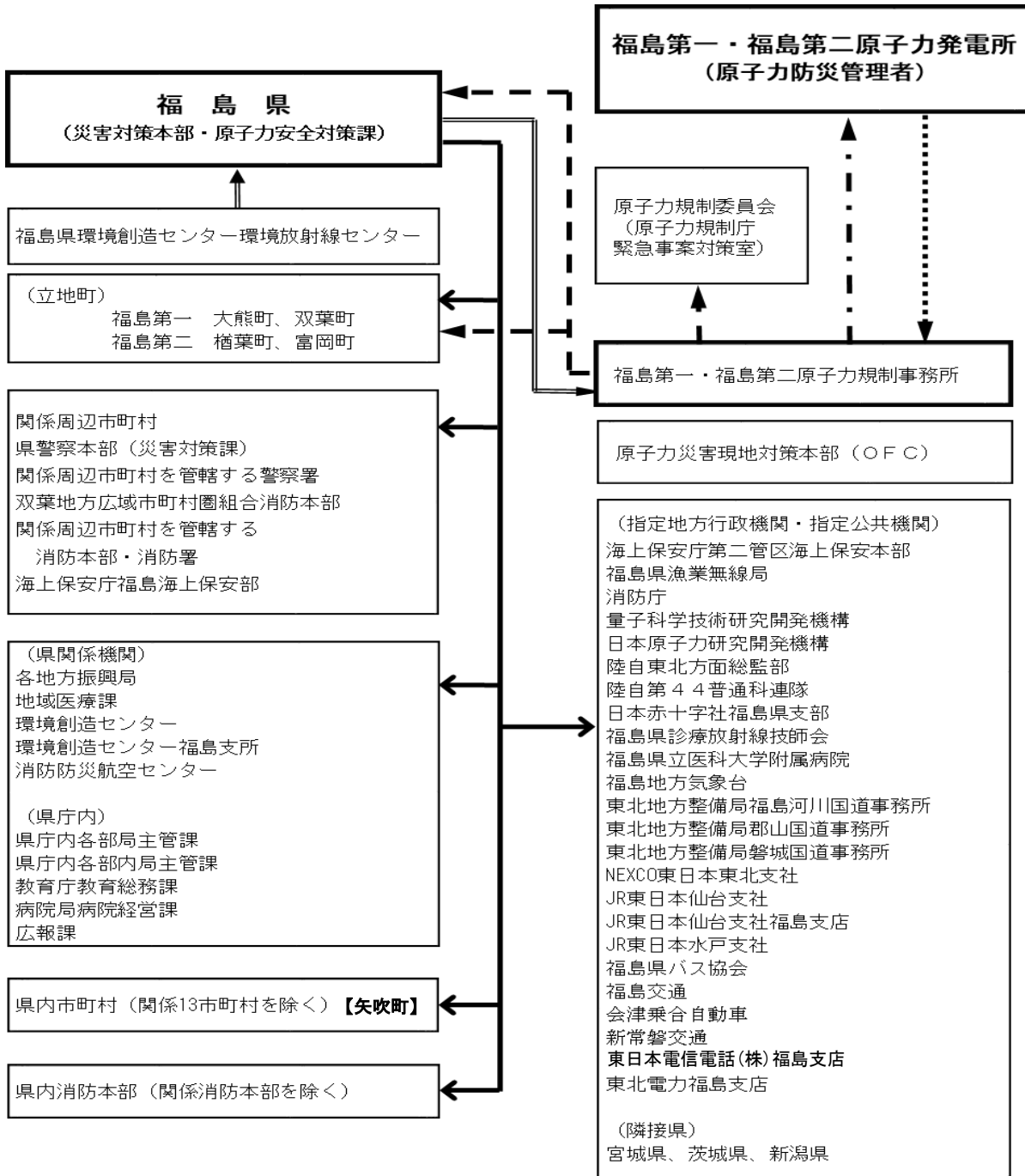
(情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合)



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

□ 通報連絡系統図

(県モニタリングポストにより5 μSv/hを観測した場合)



凡 例	
県モニタリングポストによる特定事象(原災法10条に基づく通報の判断基準)に該当する測定結果の通報	
原子力防災専門官から原子力発電所への確認	
原子力発電所からの確認結果の連絡	
原子力防災専門官からの確認結果の連絡	
県からの通報連絡(原子力発電所への確認結果)	

第2 活動体制の確立

町は県から原子力災害に関する連絡を受けた場合、速やかに情報収集伝達体制を確立するとともに、必要に応じて災害対策本部等応急対策に必要な体制をとる。

第3 住民等に対する指示の伝達と広報

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案して、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行う。

(1) 地域に対する指示の伝達と広報

ア 県（災害対策本部）は、県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとは分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮するものとする。

イ 県（災害対策本部）は、地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。

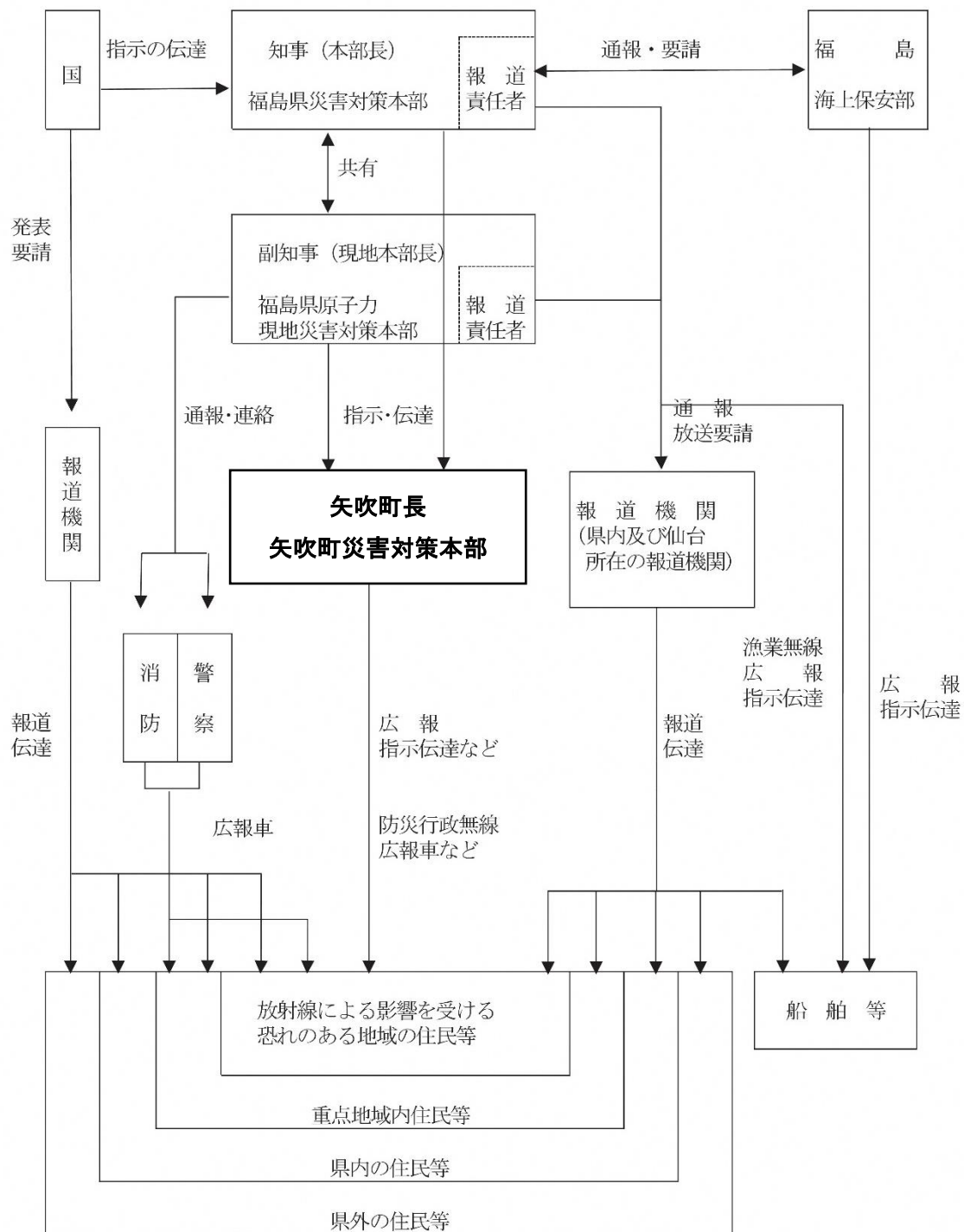
ウ 町は、県からの指示等に基づき、防災無線、広報車等を通じて住民等へ情報を提供する。

(2) 問い合わせ窓口の設置

町は、県、国、事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立する。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、緊急速報メール、防災やぶき広報メール、町ホームページ、インターネット等により、速やかに住民等に周知する。

□ 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第4 緊急時モニタリング体制への協力

緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）は、重点区域外の住民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間線量率等の測定を行うこととしており、測定結果については、県総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付されることとなっている。

町は、緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）等の協力要請に基づき、緊急時モニタリング活動に対して必要な情報提供や試料採取等測定における協力をを行う。

第5 避難及び屋内退避

1 速やかな住民避難のための準備

町及び県は、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事態（原子力施設において重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合）の通報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入れの調整の検討を開始するとともに、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

2 避難及び屋内退避等の防護措置の実施

町は、指針や国及び県の定めるマニュアル等を踏まえ、次の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施する。

(1) 警戒事態

町は、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力等の防護措置を行う。

(2) 施設敷地緊急事態

町は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

ア 避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ

イ 施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力

(3) 全面緊急事態

町は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合は次の防護措置を行うものとする。

ア 避難住民の受入れ

イ OILに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）

ウ 必要に応じて、屋内退避

なお、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超え

るおそれがあると認められる場合は、町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

3 避難及び屋内退避

(1) 避難

ア 町は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示する。

イ 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用する。

ウ 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難するものとする。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した集合場所等からバス等により避難するものとする。

エ 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、町は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示する。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(2) 屋内退避

ア 屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、町は、屋内退避を決定したときは、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示する。

イ 屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、町及び県は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示する。

エ 地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施する。そのうえで、近隣の指定避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を町内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応する。

(3) その他

町及び県は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行う。その際には、国と緊密な連携を行う。

4 広域避難の実施

(1) 他市町村への避難

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外の広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県の調整のもと、風向、予測被ばく地域等を考慮したうえで住民の避難先とすべき市町村を協議・決定し、当該市町村に対し避難の受入れを要請する。

また、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、受入市町村の避難所に職員を派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の状況把握にあたらせる。

(2) 避難者の輸送

町は、避難を要する住民の乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送する。

(3) 広域避難者等の受入れ

町は、県からの避難者の受入要請があった場合、「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、町が指定する避難所の中から、受入れに必要な避難所を開設し、近隣市町村と連携して広域避難者の受入れを行うとともに、関係市町村と協力してその運営を行う。

また、避難受入要請を受諾後、避難者の受入れを行うことを防災無線等により住民等へ周知するとともに、避難者の設置・運営等への協力を求める。

5 要配慮者への配慮等

町は、要配慮者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる「要配慮者」に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、社会福祉施設等においては、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員が避難の誘導を行うものとする。

第6 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 防護対策区域の住民に対する飲食物の摂取制限

(1) 県は、町が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を禁止するよう、指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うものとする。

(2) 町は、県からの指示に基づき、防護対策地区域の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施する。

2 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

県及び町は、国の指示又は緊急時モニタリングにより指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあつては、当該試料が採取された地区の住民に対し、上記1と同一の措置を講ずる。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講ずるよう町等に指示する

3 農畜水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあつては、住民、農畜水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農畜水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講ずるよう、町に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等により広報するものとする。
- (2) 町は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農畜水産物の出荷を禁止するよう指示する。

4 飲料水及び飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置について県より指示を受けた時は、「第2編 第2章 第16節 第1 給水救援対策」及び「第2 食料救援対策」により、県と協力して関係住民等への応急対策を講ずる。

第7 メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、町は、国、県、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施する。

メンタルヘルス対策の実施にあたっては、指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

第8 防災業務関係者の安全確保

防災業務関係者が被ばくする可能性がある環境下で活動する場合には、国及び県との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断行動がとれるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

第4節 原子力災害中長期対策

原災法第15条第4項の既定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合、町は、国及び県の指示に基づき、必要な原子力災害中長期対策を実施する。

第1 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第2 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き国及び県と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3 環境放射線モニタリングの実施と公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、県が原子力事業者その他関係機関と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

第4 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や指針等に基づき、国及び県とともに居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第5 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

2 影響調査の実施

町は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

3 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存する。

第6 適正な流通の促進

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第7 被災者等の生活再建等の支援

1 被災者等の生活再建への支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2 相談窓口の設置等

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 生活再建の推進

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8 活動体制の解除

町長は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部等応急対策に必要な体制を解除する。

第2章 航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

第1節 航空災害予防対策

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

町は、防災無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、「第2編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備、その他通信連絡網の整備・活用を図る。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、航空災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2編 第1章 第1節 第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「第2編 第1章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

- (1) 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」の定めにより、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、「第2編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、航空運送事業者及び住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第2 要配慮者対策

町及び県は、「第2編 第1章 第9節 避難対策」及び「第2編 第1章 第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 航空災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達システム」及び「第2編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）から県への航空災害の緊急連絡は、情報連絡ルート集 報告システム2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム6 航空災害」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、「第2編 第2章 第1節 応急活動体制」及び「第2編 第2章 第2節 職員の動員配備」に基づき、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 町は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっ旋を求める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

町は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第2編 第2章 第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより、知事に自衛隊の派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 福島空港等を除く地域における航空災害の場合
町は、「第2編 第2章 第7節 救助・救急」及び「第2編 第2章 第11節 医療（助産）救護」の定めにより、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 福島空港等における航空災害の場合
町は、福島空港事務所、航空運送事業者、消防機関、県警察、その他関連機関が実施する搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動に、連携協力する。

2 消火活動

(1) 福島空港等を除く地域における航空災害の場合

ア 町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等と連携し、迅速に消火活動を行う。

イ 町は被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

ウ 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(2) 福島空港等における航空災害の場合

町は、福島空港事務所、航空運送事業者、消防機関、県警察、その他関連機関が実施する消火活動に、連携協力する。

第4 交通規制措置

交通規制措置については、「第2編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」の定めるところによる。

なお、福島空港等において航空災害が発生した場合には、「福島空港緊急時計画」によるものとする。

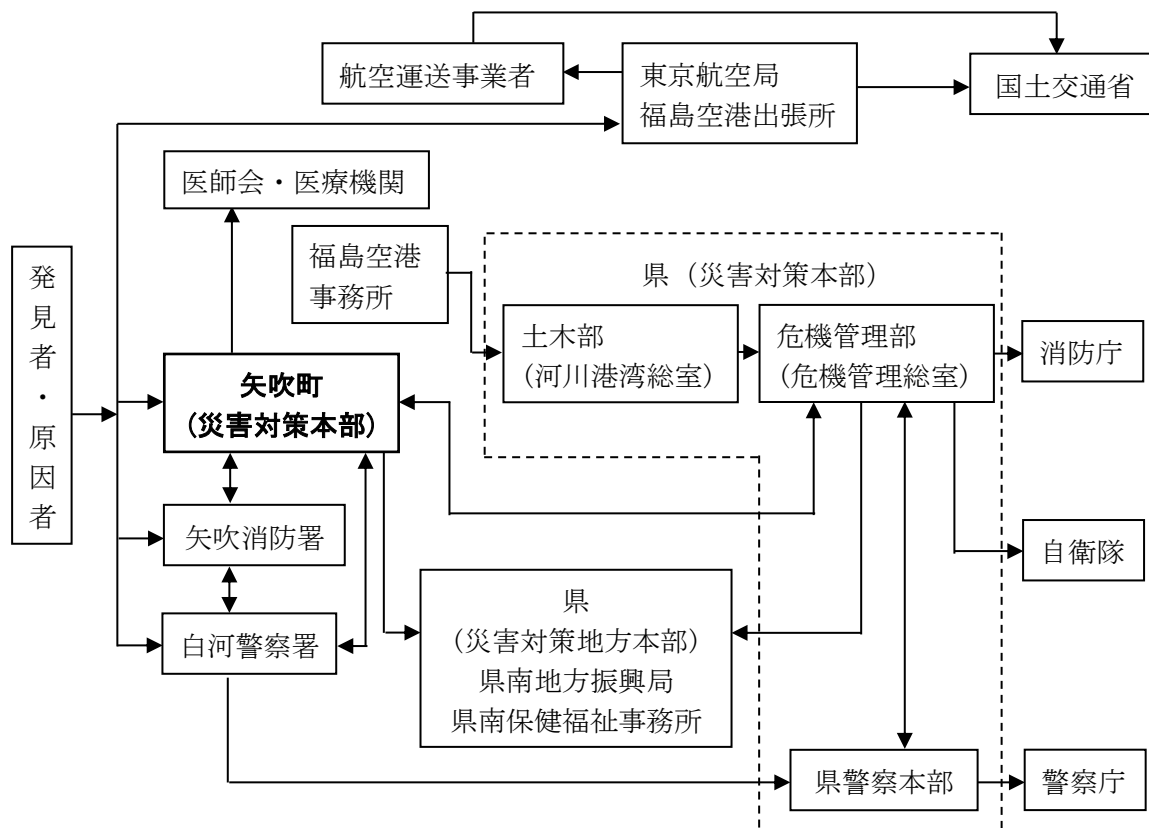
第5 災害広報

町、県、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 第2章 第6節 災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

□ 航空災害情報伝達系統

【福島空港等を除く地域における航空災害の場合】



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3章 鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

第1節 鉄道災害予防対策

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2編 第1章 第1節 第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

2 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「第2編 第1章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

3 消防力の強化

- (1) 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」の定めにより、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

4 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、「第2編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、鉄軌道事業者及び住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第2 要配慮者対策

町及び県は、「第2編 第1章 第9節 避難対策」及び「第2編 第1章 第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民

生児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 鉄道災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統」及び「第2編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、「第2編 第2章 第1節 応急活動体制」及び「第2編 第2章 第2節 職員の動員配備」に基づき、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 町は、鉄道災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっ旋を求める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、鉄道災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

町は、鉄道災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第2編 第2章 第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより、知事に自衛隊の派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

町は、「第2編 第2章 第7節 救助・救急」及び「第2編 第2章 第11節 医療（助産）救護」の定めにより、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

2 消火活動

- (1) 町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等と連携し、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、白河地方広域市町村圏消防本部

(矢吹消防署)による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

- (3) 白河地方広域市町村圏消防本部(矢吹消防署)は、鉄道災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

第4 交通規制措置

交通規制措置については、「第2編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」の定めるところによる。

第5 災害広報

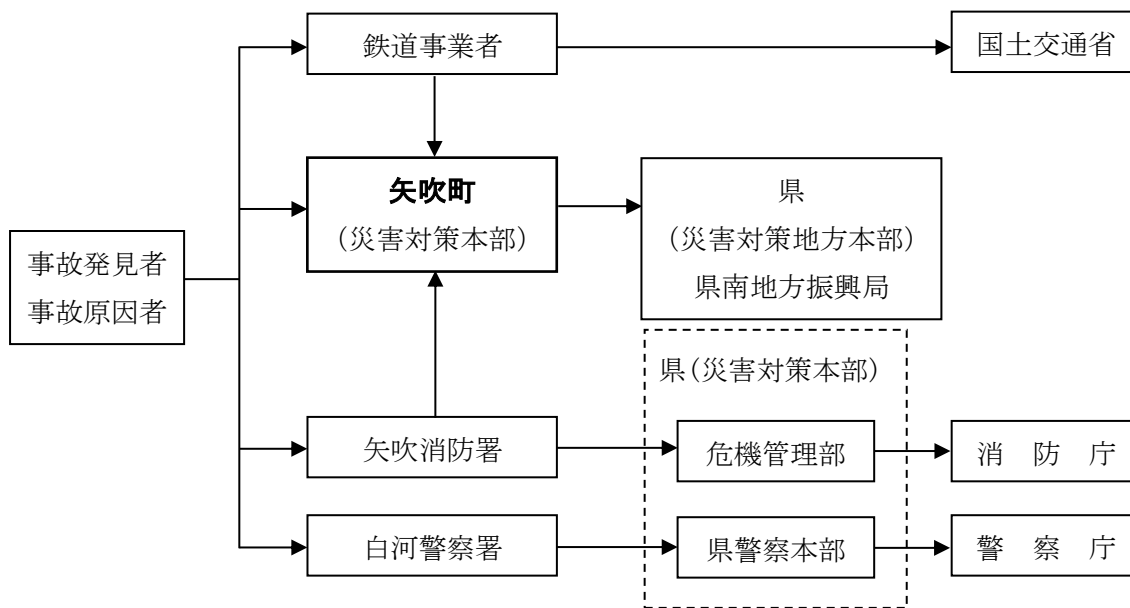
町、県、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 第2章 第6節 災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 鉄道災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 第3章 災害復旧計画」の定めによる。

□ 鉄道災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4章 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

第1節 道路災害予防対策

第1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察（白河警察署）は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

第2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。
- (2) 町は、防災無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、「第2編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備、その他通信連絡網の整備・活用を図る。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2編 第2章 第1節 第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「第2編 第1章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

- (1) 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」の定めにより、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

6 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、「第2編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、道路管理者及び住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策

町及び県は、「第2編 第1章 第9節 避難対策」及び「第2編 第1章 第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 道路災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第2編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、「第2編 第2章 第1節 応急活動体制」及び「第2編 第2章 第2節 職員の動員配備」に基づき、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 町は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっ旋を求める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

町は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第2編 第2章 第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより、知事に自衛隊の派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

町は、「第2編 第2章 第7節 救助・救急」及び「第2編 第2章 第11節 医療（助産）救護」の定めにより、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

2 消火活動

- (1) 町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等と連携し、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(3) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

第4 交通規制措置

交通規制措置については、「第2編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」の定めるところによる。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、道路管理者等は、相互に協力して、「本編 第5章 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 災害広報

町、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 第2章 第6節 災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

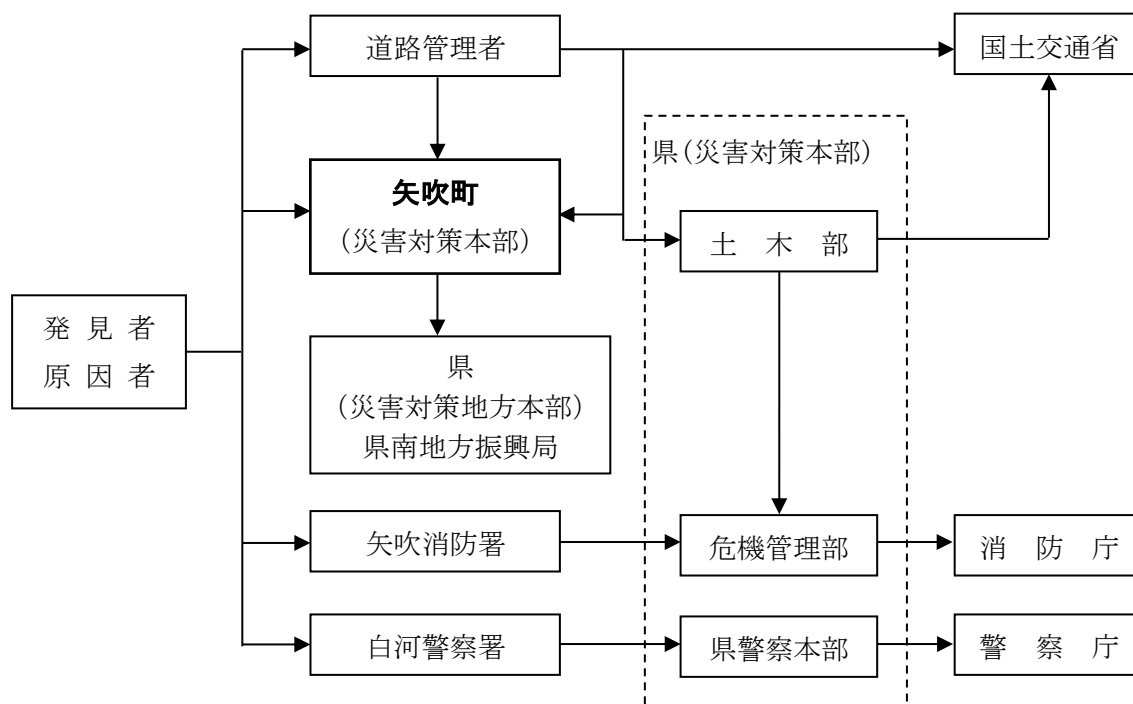
第3節 道路災害復旧対策計画

道路管理者は、国、県等関係機関と連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。

また、道路管理者は可能な限り復旧予定時期を明示する。

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 第3章 災害復旧計画」の定めによる。

□ 道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第5章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

ただし、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、「本編 第1章 原子力災害対策編」の定めによる。

第1節 危険物等災害予防対策

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法第2条第7号に規定されているものとする。

2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県及び町は白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）の協力のもと、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努める。

1 危険物

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編 第1章 第18節 第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県、町のとるべき措置

ア 県及び町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

イ 県及び町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等の協力のもと、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の

安全の確保に努めるものとする。

2 高圧ガス

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編 第1章 第18節 第2 高圧ガス施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県のとりべき措置

ア 県は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。

イ 県は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3 毒物・劇物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編 第1章 第18節 第3 毒物・劇物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県のとりべき措置

県は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策、防災体制等についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図るものとする。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

町は、防災無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、「第2編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備、その他通信連絡網の整備・活用を図る。

2 応援協力体制の整備

(1) 町、県及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、第2編 第1章 第1節 第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。

(2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「第2編 第1章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

- (1) 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」の定めにより、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

- (1) 県は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求められることができる体制の整備について支援するものとする。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

6 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編 第1章 第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

7 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、「第2編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策

町及び県は、「第2編 第1章 第9節 避難対策」及び「第2編 第1章 第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第2編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統-4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、「第2編 第2章 第1節 応急活動体制」及び「第2編 第2章 第2節 職員の動員配備」に基づき、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 町は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっ旋を求める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第2編 第2章 第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより、知事に自衛隊の派遣を要請する。

第3 災害の拡大防止

町、県及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等は、関係法及び「第2編 第2章 第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動及び消火活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「第2編 第2章 第7節 救助・救急」及び「第2編 第2章 第11節 医療（助産）救護」の定めにより、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、

医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

2 消火活動

- (1) 町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等と連携し、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。
- (3) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 事業者、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）等のとるべき措置

事業者、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び県警察（白河警察署）等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 町及び県のとるべき措置

町及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、事業者及び関係機関と相互に協力して、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理に必要な措置を講ずる。

第6 避難誘導

1 町のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第2編 第2章 第9節 避難」の定めにより、住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

町、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所・避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2編 第2章 第9節 避難」及び「第2編 第2章 第22節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

第7 災害広報

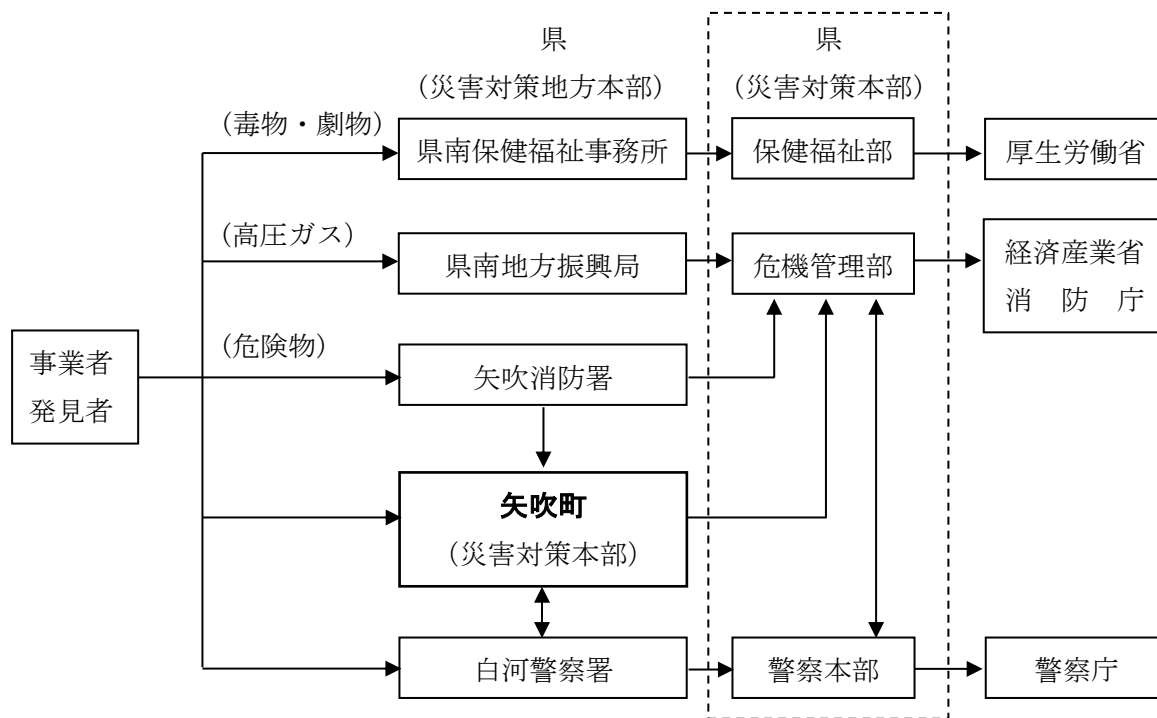
町、県、防災関係機関及び事業者等は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 第2章 第6節 災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 第3章 災害復旧計画」の定めによる。

□ 危険物等災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第6章 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化等により、街区における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

第1節 大規模な火事災害予防対策

第1 災害に強いまちづくりの形成

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

(1) 防災空間の整備

町及び県は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

(2) 建築物の不燃化の推進

町及び県は、防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、県、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合した消防設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

町、県、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度にとどめるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

また、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、「第2編 第1章 第5節 第3 火災予防対策」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 町、県は、「第2編 第1章 第6節 第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築

物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

イ 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、宿泊施設等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 気象情報の収集及び伝達

町及び県は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報、気象警報・注意報等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

- (1) 福島地方気象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県に通報する。
- (2) 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを町に伝えるものとする。
- (3) 町長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (4) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その町内に在る者は、町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等

町は、防災無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、「第2編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備、その他通信連絡網の整備・活用を図る。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2編 第2章 第1節 第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「第2編 第1章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び医療機関の

連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

- (1) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」の定めにより、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (3) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難所、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編 第1章 第9 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、「第2編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策

町及び県は、「第2編 第1章 第9節 避難対策」及び「第2編 第1章 第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第2編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、「第2編 第2章 第1節 応急活動体制」及び「第2編 第2章 第2節 職員の動員配備」に基づき、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 町は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっ旋を求める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な火事災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第2編 第2章 第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより、知事に自衛隊の派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「第2編 第2章 第7節 救助・救急」及び「第2編 第2章 第11節 医療（助産）救護」の定めにより、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

2 消火活動

- (1) 町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリによる消火、偵察等を県に要請する。

- (2) 町は被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。
- (3) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

第4 交通規制措置

交通規制措置については、「第2編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」の定めるところによる。

第5 避難誘導

1 町のとるべき措置

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第2編 第2章 第9節 避難」の定めにより、住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

町、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所・避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2編 第2章 第9節 避難」及び「第2編 第2章 第22節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

第6 災害広報

町、県、防災関係機関及び事業者等は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 第2章 第6節 災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講ずる。

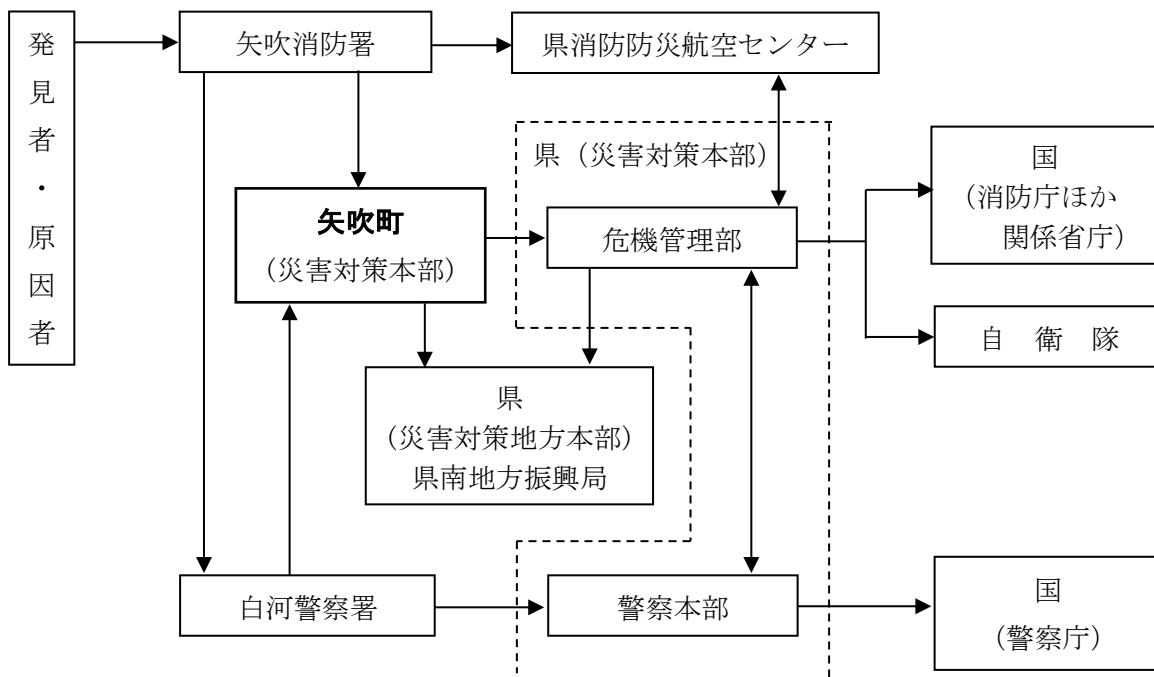
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

町、県及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援する。

復旧対策については、「第2編 第3章 災害復旧計画」の定めによる。

□ 大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第7章 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

第1節 林野火災予防対策

第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災に強い地域づくり

- (1) 町は、地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、林野火災対策計画を策定し、その推進を図る。
- (2) 町及び県は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）の警戒体制の強化等を行う。

第3 林野火災防止のための情報の充実

町及び県は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

町は、防災無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、「第2編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備、その他通信連絡網の整備・活用を図る。

2 応援協力体制の整備

- (1) 県、町及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るととも

に、「第2編 第2章 第1節 第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。

- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「第2編 第1章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

- (1) 防火線、防火林等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。
- (2) 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、「第2編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」の定めにより、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (3) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難所、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編 第1章 第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、「第2編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第5 防災知識の普及・啓発

- (1) 町は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

第6 要配慮者対策

町及び県は、「第2編 第1章 第9節 避難対策」及び「第2編 第1章 第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 林野火災応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第2編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 町及び白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-1 林野火災」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、「第2編 第2章 第1節 応急活動体制」及び「第2編 第2章 第2節 職員の動員配備」に基づき、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 町は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっ旋を求める。
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な林野火災が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第2編 第2章 第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより、知事に自衛隊の派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「第2編 第2章 第7節 救助・救急」及び「第2編 第2章 第11節 医療（助産）救護」の定めにより、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、県警察（白河警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

2 消火活動

- (1) 町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防御担当区域（地域状況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照）

- (2) 町は、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等と連携し、迅速に消火活動を行う。
- (3) 町は被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。
- (4) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

第4 交通規制措置

交通規制措置については、「第2編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」の定めるところによる。

第5 避難誘導

1 町のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第2編 第2章 第9節 避難」の定めにより、住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

町、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所・避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2編 第2章 第9節 避難」及び「第2編 第2章 第22節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

3 森林内の滞在者

町、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業等者の滞在者に速

やかに退去するよう呼びかける。

第6 災害広報

町、県、防災関係機関及び林業関係機関・団体は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 第2章 第6節 災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第7 二次災害の防止

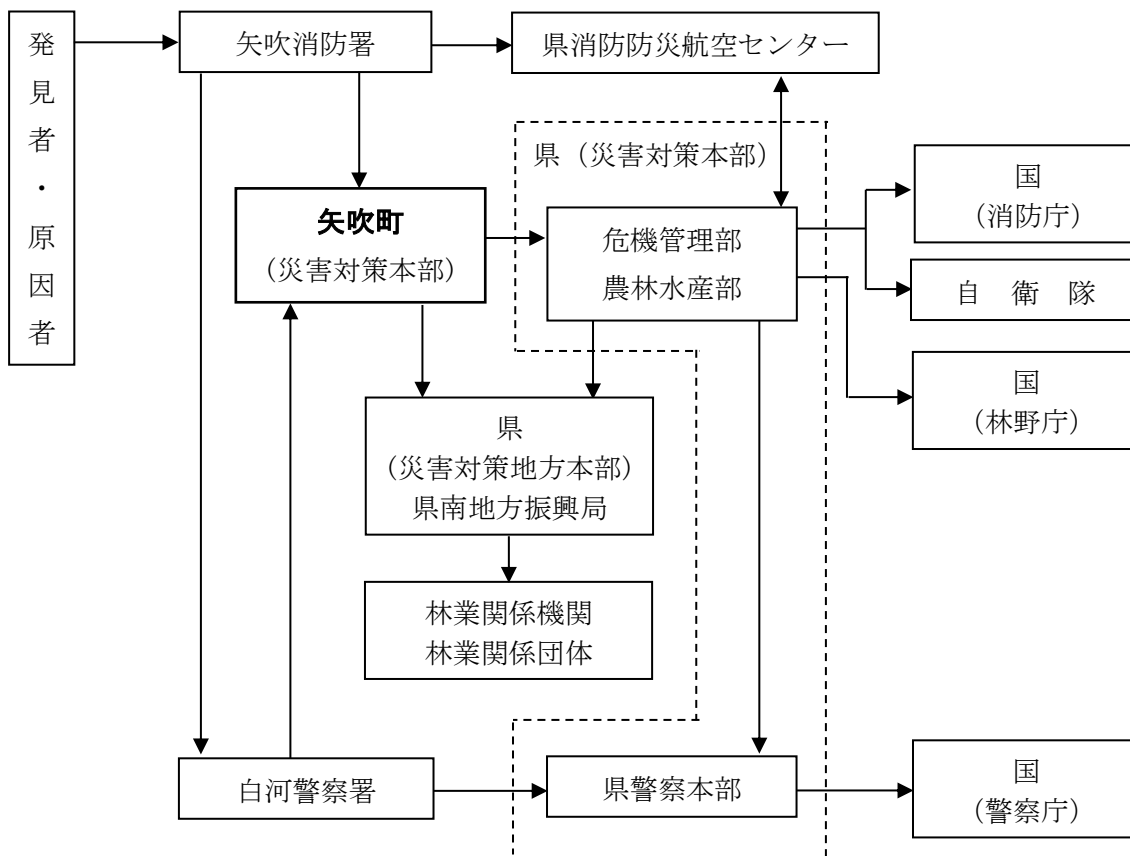
- (1) 町、県（及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。
- (2) 町及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。
また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。
- (3) 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3節 林野火災復旧対策計画

町、県及び関係機関は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

復旧対策については、「第2編 第3章 災害復旧計画」の定めによる。

□ 林野火災情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

矢吹町地域防災計画

平成19年 3月 策定

令和 5年 3月 修正

編集 矢吹町防災会議
